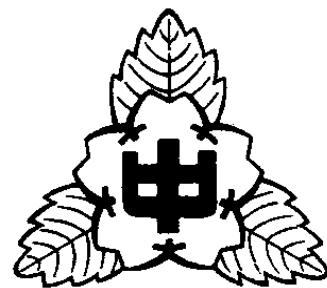


令和 5 年度
いじめ防止基本方針



さいたま市立桜木中学校

令和5年度 さいたま市立桜木中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

いじめは、「どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識の下、いじめを発見したら『抱きついてでも』いじめをまず止めること、そして、何が何でも生徒を守りぬく『絶対の守護者』であるとの強い決意をアピールし、生徒が安心して学校生活を送ることができる、いじめのない学校づくりを進めていくことが重要である。

以上のことと踏まえ、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認した時は、組織として適切かつ迅速に対応する。また、生徒会が主体となり、生徒がいじめ問題を考える機会をもつとともに、特別支援教育、人権教育、国際教育の充実を図り、「いじめを許さない」環境づくりをする。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめの問題に係る事件・事故は、対岸の火事ではない、という危機感をもつこと。
- 2 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげること。
- 3 いじめられる生徒を絶対に守り抜くこと。
- 4 「いじめは絶対に許されないこと」という強い認識をもつこと。
- 5 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込みず、学校が一丸となって組織的に対応すること。
- 6 いじめる生徒に対し、成長支援の視点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図ること。
- 7 重大事態には、警察等関係機関と必ず連携すること。
- 8 荒れた状態、すさんだ状況を放置せず、教育環境を整えること。
- 9 教師自らの体験を語るなどして、生徒の将来への希望が生まれるよう働きかけること。
- 10 学校の教育活動全体を通して、特別支援教育、人権教育、国際教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行うこと。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

※いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状

態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害生徒が苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認すること。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

(2) 構成員：①生徒指導委員会（校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭）、教育相談委員会（校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、各学年教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーや、さわやか相談員、養護教諭）及び、PTA会長、学校運営協議会委員長、青少年育成桜木地区会会长を加えたものとする。必要に応じて、スクールソーシャルワーカーなど構成委員以外の関係者を招集し、対応する。

(3) 開催

ア 小委員会（[兼]生徒指導委員会及び教育相談・特別支援教育委員会）

イ 定例会（[兼]学校運営協議会）

ウ 臨時委員会（校長の判断で必要に応じて、メンバーを招集して開催）

(4) 内容

ア 未然防止

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

イ 早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の対応
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・重大事態への対応

ウ 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・教職員の共通理解と意識啓発のための校内研修の計画・実施
- ・学校の基本方針が機能しているかの点検・見直し(PDCAサイクル)

2 いじめ防止委員会

(1) 目的：いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

(2) 構成員：生徒会本部役員、専門委員会委員長、各学級の代表、部長会の代表

(3) 開催

ア 定例委員会（定例の中央委員会）

イ 臨時委員会（校長の要請、生徒会担当の判断）

(4) 内容

- ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
- イ 話合いの結果を学校に提言する。
- ウ 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- ア 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、道徳教育推進教師を中心にあらゆる教育活動の場面において、道徳教育の充実に努める。
- イ 道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。
- （2）道徳の時間を通して
 - ア 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「2 主として他の人とのかかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

(1) 実施要綱に基づき、以下の内容について取り組む。

- ア 生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- イ 生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ウ 校長等による講話
- エ いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導（「いじめ防止指導事例集」の活用等）
- オ 学校便りやP T A広報誌による家庭や地域への広報活動
- カ 青少年育成桜木地区会と連携した地域への啓発

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- ア 「いじめ撲滅強化月間」（6月）に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- イ 「相手に元気が出る話の聴き方・相手に元気が出ない話の聴き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめ未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- ア 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- ア 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団作りに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

(1) 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法等を身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談できるようにする。

- (2) 「いのちの支え合い」の実施：全学年
- 5 「スマホ・タブレット安全教室」を通して
- (1) 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットやスマートフォン等を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。
- (2) 「スマホ・タブレット安全教室」の実施：全学年6月
- 6 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」を通して
- (1) 赤ちゃんや幼児と触れ合ったり、親が愛情をもって、子どもに接する姿に触れたりすることを通して、自他の生命を大切にできる生徒の育成をねらいとして、いじめのない集団づくりに努める。
- (2) 「赤ちゃん・幼児触れ合い体験」の実施：3年12月
- 7 「人権教育集会」を通して
- (1) 講演を聞いて自分と違う立場の人を理解しようとする態度を育て、自他の「人権を守る」という視点からいじめのない集団作りに努める。
- (2) 「人権教育集会」の実施：全学年12月

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

- 1 日頃の生徒の観察
- 早期発見のポイント
- ・生徒のささいな変化に気付くこと
 - ・気付いた情報を共有すること
 - ・情報に基づき、速やかに対応すること
- (1) 健康観察：一人ひとりの表情を確認しながらの呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2) 授業中：姿勢、表情、視線、忘れ物、話合いの輪に入らず一人でいることが多い
- (3) 教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等
- (4) 休み時間：独りぼっち、「遊び」と称してからかいの様子が見られる 等
- (5) 給食：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け
当番を押し付けられる 等
- (6) 部活動：部活動を無断で休む、ペアにならない、雑用をやらされている 等
- (7) 登下校指導：独りぼっち、荷物を持たされる 等
- ※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施
- (1) アンケートの実施：4月・9月・1月（年3回実施）
- (2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用：アンケート結果に応じて、生徒と面談を行う。
面談した生徒について、学年・学校で全体で情報を共有する。その際、市教委から配布されている、面談記録シートに「いつ」、「誰が」、「どこで」、「どのくらいの時間」、「どのような内容（児童の様子も含む）」か記録し、保存する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告（いじめ防止対策推進法16条）

- (1) 簡易アンケートを定期的に実施し、毎月の「いじめに係る調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときは、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき対応する。

4 教育相談週間（日）の実施

- (1) 年5回設定する。4月・7月・9月・12月・1月
- (2) 保護者が相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ア 教育相談だよりの発行
 - イ さわやか相談室だよりの発行等相談活動の充実

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施 : 7月、11月
- (2) アンケートの結果の活用 : 学年・学校全体、いじめ対策委員会で情報共有する。
アンケートの結果に応じて個別に面談等を実施し、情報を確認、指導に当たる。（実態に応じて）

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・児童委員・主任児童委員
- (2) 学校運営協議会
- (3) 青少年育成桜木地区会

VII いじめの対応

いじめを認知した場合、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた生徒の立場にたって迅速・丁寧に対応する。

- 校長 : ①情報を収集し、組織的な対応の全体指揮を行う。
②構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭 : ①教務主任、生徒指導・教育相談担当に指示し、情報を収集・分析、校長に報告、全体指揮を助ける。
②いじめ対策委員会に情報を報告するとともに、対応方法を提示する等委員会の円滑な運営を助ける。
- 教務主任 : ①生徒指導担当、教育相談担当と連携し情報収集に当たる。
②教頭を助け、いじめ対策委員会の円滑な運営を図る。
- 担任 : ①事実の確認のため、情報収集を行う。
②いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
③いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年担当 : 担任と連携し以下のように取り組む。
①事実の確認のため、情報収集を行う。
②いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
③いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任 : ①担当する学年の生徒の情報収集を行う。
②担当する学年の情報共有を行う。
③校長・教頭に報告する。
- 生徒指導主任 : 教育相談主任と連携し以下のように取り組む。
①生徒の情報を把握できる体制づくりをする。

- ②生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
- ③校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任 : 生徒指導主任と連携し以下のように取り組む。
 - ①生徒の情報を把握できる体制づくりをする。
 - ②生徒の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
 - ③校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
- 特別支援教育コーディネーター : 障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭 : ①生徒の様子を日頃から注意深く見守り、早期発見に努める。
 ②生徒のささいな変化に気付いたら、学年主任等と情報を共有する。
 ③情報に基づき、学年職員と連携し速やかに対応する。
- 部活動の顧問 : 部員の該当学年と連携し下記のように取り組む。
 - ①事実の確認のため、情報収集を行う。
 - ②いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ③いじめた生徒に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- さわやか相談員 : 生徒の心に寄り添い教職員と連携して支援を行う。
- スクールカウンセラー : 専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、生徒や保護者へのカウンセリングを行う。
- スクールソーシャルワーカー : 情報の提供及び専門的な立場から、生徒の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- 保護者 : 家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときは、直ちに学校と連携する。
- 地域 : いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

VIII 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「児童生徒の心のサポート手引き いじめに係る対応」等に基づいた対処を確実に行う。
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間30日を目安とする。
 - ・ 一定期間連續して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

- ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。
- ウ) 学校は、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 校長は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修等

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- (2) 「児童生徒の心のサポート手引き いじめに係る対応」の周知徹底

2 校内研修

- (1) 新規着任職員に向けた人権研修（4月）
- (2) 「いじめ防止基本方針」周知についての研修（4月）
- (3) 4校合同人権研修（4月）
- (4) 小・中合同「学力向上カウンセリング学校訪問」（夏季休業中）
- (5) ゲートキーパー研修（7月）
- (6) 生徒指導研究協議会伝達研修（8月）
- (7) 「いじめ防止基本方針」見直しについての研修（3月）

3 生徒指導・教育相談

- (1) 生徒指導委員会（週1回）
- (2) 教育相談・特別支援教育委員会（週1回）

X P D C Aサイクル

1 学校評価の実施

- (1) 11月（教職員の学校評価）
- (2) 11月（生徒、保護者の学校評価）

2 いじめ対策委員会等の実施

- (1) いじめ対策委員会
 - ①小委員会（[兼]生徒指導委員会及び教育相談・特別支援教育委員会）
 - ②定例会（[兼]学校運営協議会）
- (2) いじめ防止委員会（[兼]生徒会中央委員会）